

なんでも福祉基礎研修

# 居住支援の役割について

社会福祉法人協同福祉会  
理事長 新井浩之



# 社会福祉法人協同福祉会の紹介

- 2016年前橋市の特養設置法人に群馬中央医療生協が指定され、2017年3月社会福祉法人の設立認可。
- 2018年8月特別養護老人ホームほなみ OPEN  
ユニット型40室、従来型30室、ショート10室  
ホームヘルパー、定期巡回随時対応訪問介護  
企業主導型保育虹の子保育園（19名定員）
- 2023年7月 居宅介護支援事業所ほなみ  
障害児者相談支援事業所ほなみ 開設

私たちの使命

無差別平等のふくし、多様性の尊重される  
社会を、参加と協同で実現します





住まいの相談を受けたことはありますか？  
うけたらどうしますか？

- 高齢者 ゴミ屋敷・家賃滞納・家族トラブル
- 障がい DV・自立生活希望
- 母子 離婚後の住居
- 刑余 出所後の住まい
- 外国 受け入れ可能な物件
- 生活困窮 ホームレス
- 犯罪被害者 シェルター



# 居住支援とは

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです（住宅セーフティネット法第40条）

(以上国土交通省  
ホームページより)。



# 居住支援法人制度の概要

## 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

## ● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

## ● 居住支援法人の行う業務

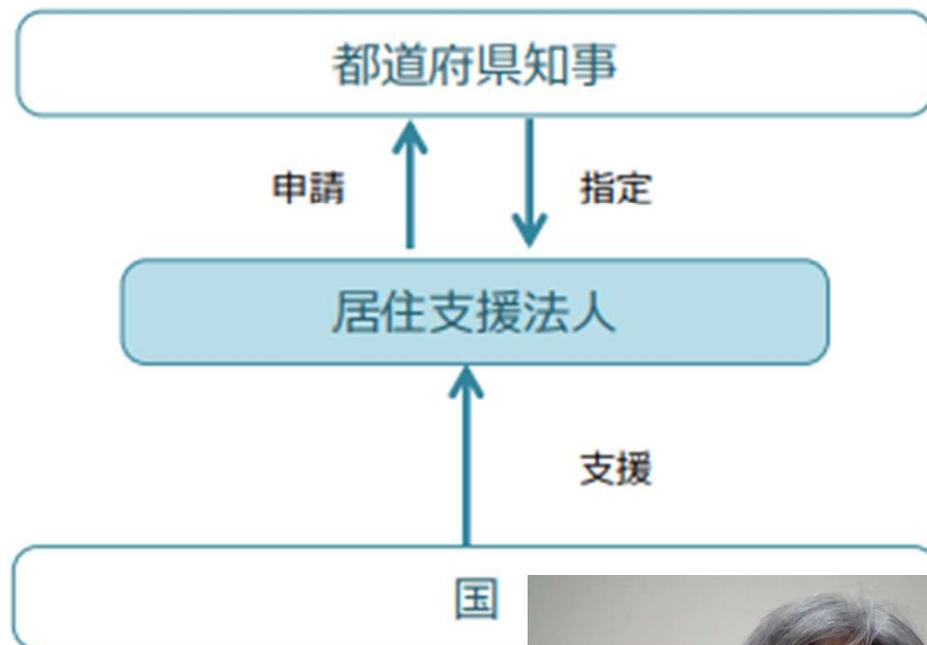
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

## ● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・【R5年度当初予算】居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）

## 【制度スキーム】



# 新たな住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

## 法律で定める者

- ① 低額所得者  
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

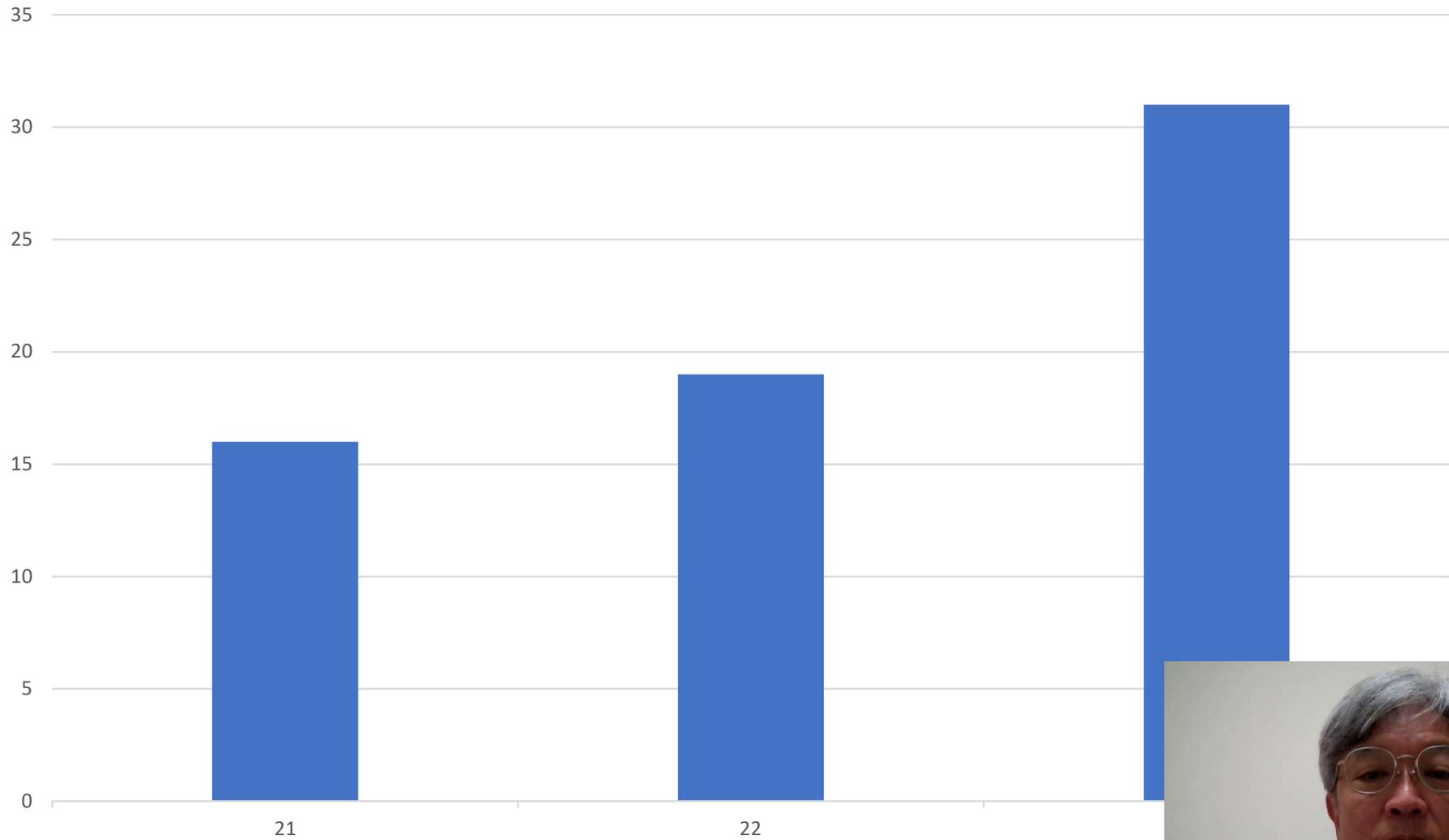
## 国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等  
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者  
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者  
※ 地域の実情等に応じて新婚世帯、原子爆弾被養護施設退所者、L Gによる転入者、これらの支援等を行う者などが

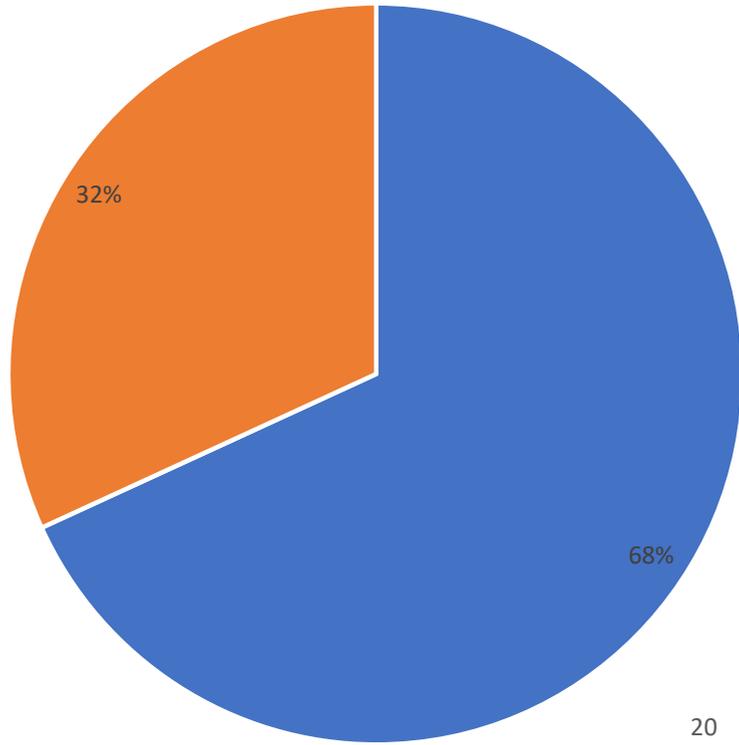


# 協同福祉会居住支援の取組概要

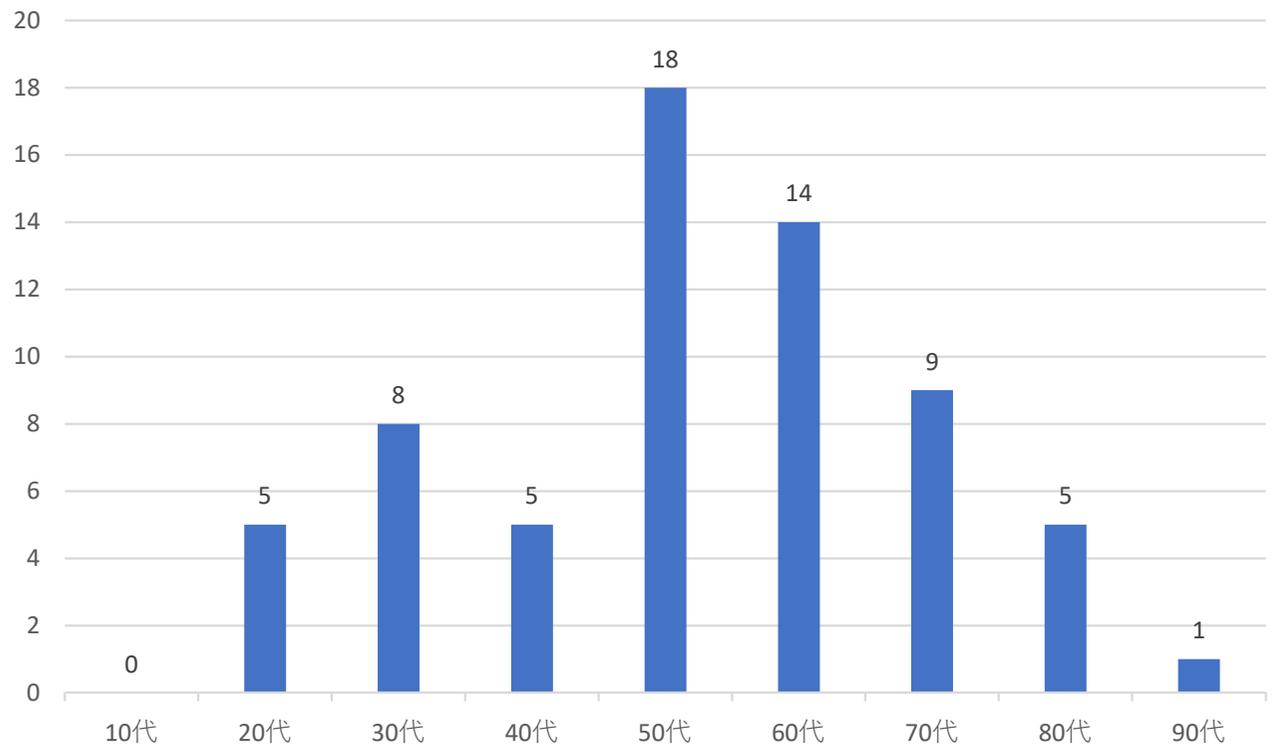
相談（面談）件数



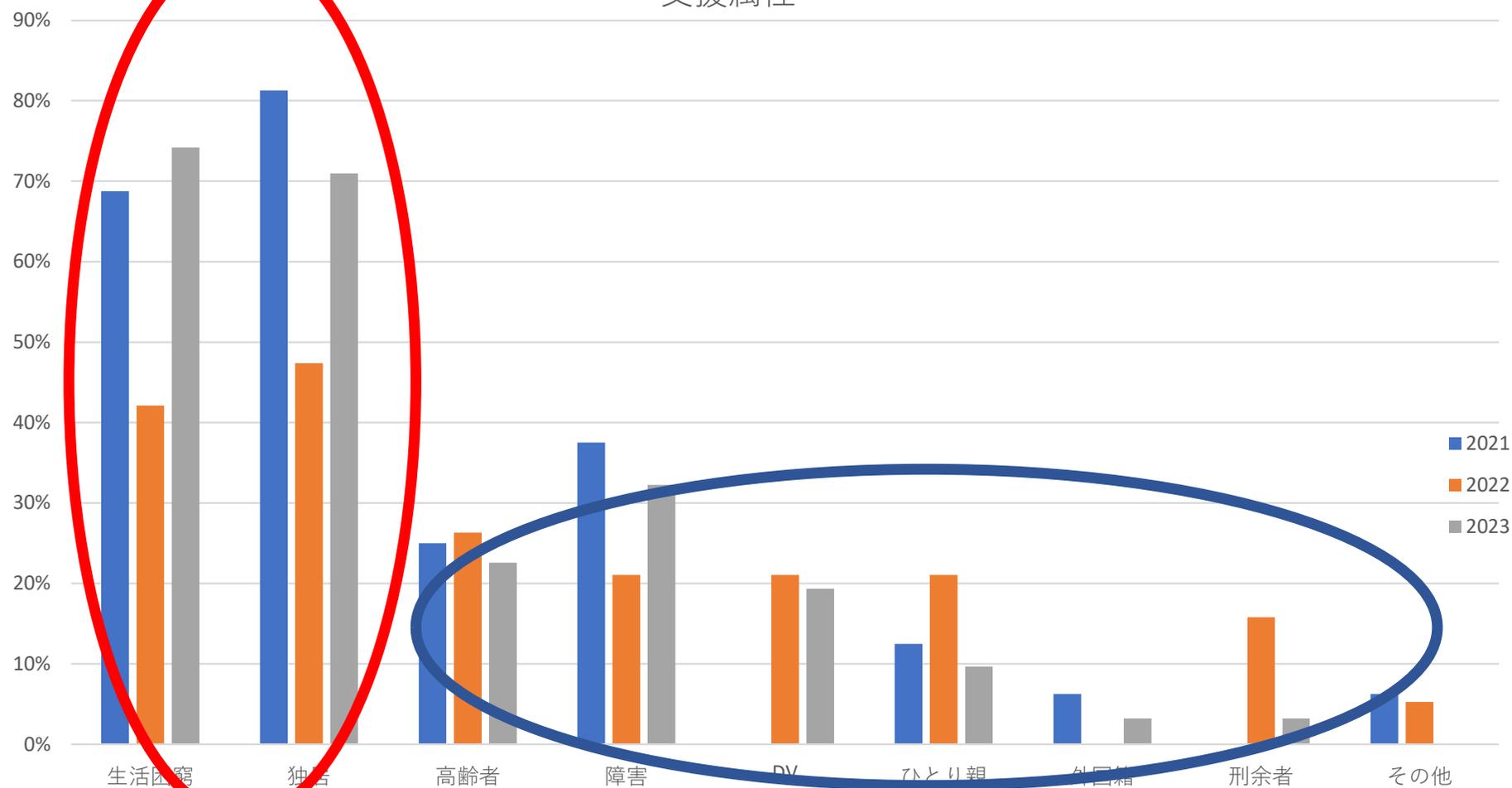
■ 男 ■ 女



年代別



## 支援属性



生活困窮と社会的孤立を  
ベースに、高齢・障害など  
福祉課題属性が連結する



# 要配慮者の抱える福祉ニーズ

高齢・障害・疾病など本人のもつ特性が生活困窮や社会的関係の脆弱さに結びついている（特性が生活を規定している）。

特性に対する支援を通じて生活の再建が必要。

よって居住支援とは、生活の土台である住居の提供に関わる支援を通じて、本人の福祉ニーズをつかみ、関係機関につなげ、必要な支援を十分に提供し、本人の意思決定に基づく生活の自立を支援するプロセス。



# 居住支援の全体像

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

## ソフト面の支援例

### 【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】

空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に入居する高齢者を対象に、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ※地域支援事業の1メニュー

### 【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対し、地域生活支援員が定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。

※障害者総合支援法に基づくサービス(平成30年4月1日施行)

### 【生活困窮者地域居住支援事業】

シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であつて、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による見守りなど居住を安定して継続するための支援や入居に当たっての支援、情報収集や担い手開拓等の環境整備を行う。 ※平成31年度から困窮法の一時的な生活支援事業として実施。

### 【社会的養護自立支援事業等】

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、必要に応じて措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住するための支援などを提供するとともに、生活・就労相談や、賃貸住宅の賃借時等に身元保証を行う。

## ハード面の支援例

### 【新たな住宅セーフティネット制度】

高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。



# 事例

• Aさん 30代 男性

## 経過

更生保護施設より紹介

一時入居を利用し自立生活につなげたい

# 1 双極性障害（服薬管理必要）→精神科

# 2 収入なし→生活保護

# 3 警察介入事件→保証会社通らず（居住）

# 4 刑務所仲間との断絶→保護観察官



# 取り組んだこと 情報交換会の開催

## 参加

更生保護施設SW

保護観察官

元の居住地障害相談支援センター相談

元の居住地ワークサポート相談員

前橋障害者基幹相談センター担当者

訪問看護事業所管理者



## 確認事項

- # 1 心身状況確認を訪問看護事業所
- # 2 福祉サービスはかつての居住地から引き継ぎ
- # 3 通院費用・生活支援 居住
- # 4 ～8年まで保護観察期間担当確認

# 取り組んだこと 生活支援

- 生活保護支給決定（保護会と）
- 保証会社入れない入居先の依頼と転居支援
- 通院支援 境町までの通院（移送給付適応）
- 通院支援 感染増悪（内科）
- 食糧支援 特養の保存食の一部
- つながり 特養の行事ボランティア  
車いすメンテ  
生協が行う有償ボランティア



## 課題

居住支援から伴走支援のパートナーさがし

# 現在

- ラーメン店でアルバイト就労→退職
- 地域定着支援 ほなみ相談員（障害相談事業所）
- 訪問看護
- 精神科通院
- 生活保護（住宅扶助）



## 学び

- # 1 本人を支えるネットワークづくり
- # 2 伴走支援の中核づくり
- # 3 課題として社会資源をどうつくるか
- # 4 課題として就労環境へのアクセス

# 居住支援にとって重要なこと = 連携

- 福祉課題に応じた専門機関との連携
- 行政関係との連携
- 地域との連携
- 不動産屋さんとの連携

+

居住支援SWの位置づけと専門性の確立



# 居住支援を進める課題

- 身寄りなき人の居住権
- 死後事務（費用）
- 成年後見（任意後見）
- 就労や居場所（社会参加による孤立防止）



# おわりに

- 居住支援についての理解
- 社会福祉法人の事業基盤である分野と居住支援の連携を進めていきたい

